

航空幕僚長 殿

事務次官

航空自衛隊においてアメリカ合衆国に空軍要員を教官として飛行教育を実施する場合の取扱いについて（通達）

航空自衛隊において、航空機の使用及びとう乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第6条第4号に基づき、アメリカ合衆国空軍（以下「米空軍」という。）要員を教官として航空機に乗り組ませ、飛行教育を実施する場合においては、今後下記事項に留意の上、措置されたい。

記

- 1 米空軍要員は、航空機の当該機種 of 操縦に関し、自衛隊における航空従事者技能証明及び計器飛行証明に相当する米空軍におけるそれらの証明を有すること。
- 2 米空軍要員は、米空軍における当該機種 of 操縦に関する教官資格を有すること。
- 3 米空軍要員は、航空機に施設する無線設備の操作に関し必要とされる技量につき、米空軍の証明を有すること。
- 4 航空機使用者は、米空軍要員に対し、航空機の操縦及び無線設備の操作に係る国内関係法規につき所要の教育を行うこと。